

「工事費内訳書」の作成について

日向市総務課 契約係

市では、入札参加者の適正な見積りの促進とともに談合等の不正行為排除、ダンピング受注の防止等を図る観点から、平成 27 年度から、すべての競争入札に際し「工事費内訳書」の提出を求めています。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）」の改正に伴い、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知をする建設工事については、入契法第 12 条の規定により、入札参加者は「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」（以下「5 項目」という。）について、工事費内訳書内への記載が必要となりました。

令和 8 年 10 月 1 日以降に入札公告又は指名通知をする建設工事については、「5 項目」全ての記載がない工事費内訳書の提出があった場合、入札を無効としますので、「5 項目」について記載ができない場合はその状況（記載例：「算出不能」「未加入」等）を内訳書中に記載してください。

なお、工事内訳書の作成・提出にあたっての詳細は下記となりますので、ご注意ください。

1. 提出対象工事

市が発注する建設工事で、一般又は指名競争入札に付するもの（なお、入札公告又は指名競争入札通知書において、工事費内訳書の提出を要する旨を明記します。）

2. 工事費内訳書の作成等にあたっての留意事項

（1）記載事項

ア 提出年月日（※開札日を記載してください。）

イ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名印または代理人氏名印
（電子入札で参加する場合は、押印は任意）

ウ 工事名及び工事場所

エ 工事費の内訳（※所定レベルの各項目まで必要です。）

その工事に見積参考資料として示した単価抜設計書の各項目に対応した項目名、単位、数量及び金額を記載してください。

※工事費内訳書の積算金額（工事価格）を、入札金額としてください。

（2）様式等用紙

サイズは A 4（縦）とし、その工事の単価抜設計書の項目に対応させ作成してください。

（3）一括値引きの禁止

工事費内訳書の税抜き合計額算出の際に、一括して値引きを計上しないでください。

ただし、積算項目毎に値引きが計上されているものは可とします。

（4）端数調整・端数処理の制限

「入札書」に記載する金額は、「工事費内訳書」の税抜き合計金額から 10 万円以上の端数を調整処理しないでください。下記の※のような金額を記載した場合には「無効」となりますので注意してください。

【例】

工事費内訳書の税抜き合計金額	入札書への記載金額	適否
4,566,667円	※ 4,567,000円	×無効（切上げ）
	4,566,667円	○
	4,566,000円	○
	4,500,000円	○
	※ 4,400,000円	×無効（10 万以上の端数調整）

●工事費内訳書の作成にあたり不明な点がある場合は、発注担当課に確認してください。